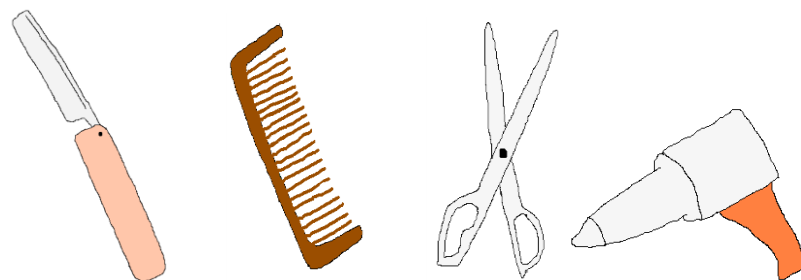


理容所・美容所 重複開設のてびき



～平成 28 年 4 月 1 日から特定の条件を満たす施設に限り、同一の場所で理容所と美容所を開設することが可能になりました～

東京都多摩府中保健所

生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒183-0022 東京都府中市宮西町1-26-1

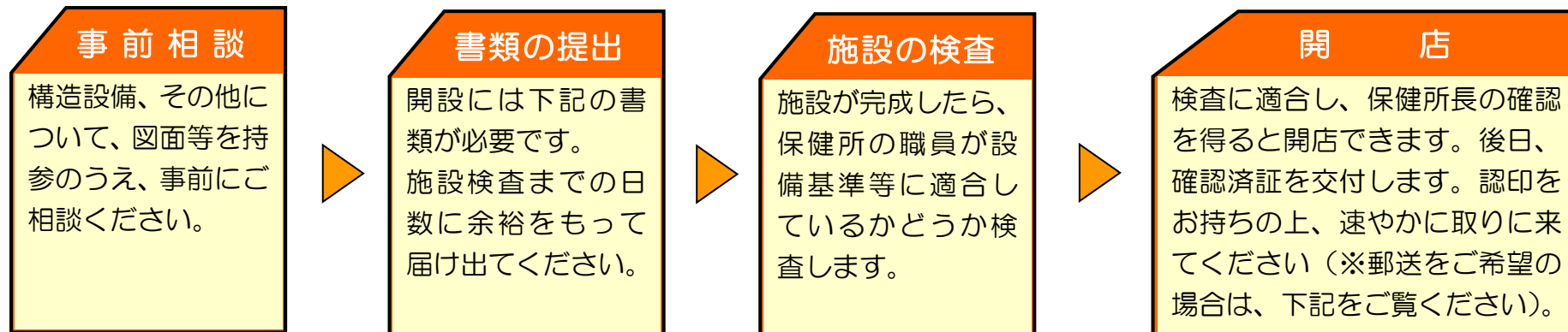
電 話 042(362)2334(代表)

ファックス 042(360)2144

<重複開設が認められる特定の条件とは… 以下の2つを満たす必要があります>

- ① 理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たしていること。
- ② 施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者~~のみ~~からなる事業所であること。

開設までの手続き



開設時に必要な書類

✂ 理容所及び美容所の開設届※1

✂ 構造設備の概要

❖ 施設の平面図

✂ 従業者名簿

❖ 有資格者の理容師免許証及び美容師免許証（本証提示）

❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患でないことがわかる、3か月以内のもの）

❖ 管理理容師及び管理美容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合必要（本証提示）。なお一人が兼務可能

✂ 検査手数料（48,000円※2）

✂ 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）

✂ 開設者が外国人の場合：住民票の写し（国籍等の記載があるもの）

※1：既存の理容所又は美容所を重複開設施設にする場合、どちらか一方の届出が追加で必要

※2：※1の場合の手数料は、24,000円

※ 確認済証の郵送を希望する場合：送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520円）をご用意ください。

(例) 理容所及び美容所 重複開設 構造設備概要

消毒済み器具保管容器(場所)

○汚染を受けないよう密閉された場所に保管する。

床・腰板

○不浸透性材料（コンクリート、タイル、リノリューム、板等）とする。

客待ち場所

○作業室には、作業中の客以外みだりに出入りさせない。
・待合所を設ける場合は、作業室と明瞭に区分する。

作業いすの台数・作業室床面積

○1 作業室の面積は13㎡以上であること（面積は、うちのり内法により算定）
○作業いすは、作業室面積13㎡の場合、3台までとする。
さらに、作業いすを1台増やすごとに4.9㎡を加えた面積以上とする。
※現に美容所を開設していて、理容所の重複開設をするときは、作業いすの台数にご注意ください。

消毒設備

○流水装置のある洗場
・消毒薬・計量器具
○未消毒器具容器
・器具消毒用容器
・器具乾燥棚

等を備える。

毛髪箱、汚物箱

○各々別途にフタ付きのものを備える。

未洗浄布片入

・未洗浄布片入を備える。

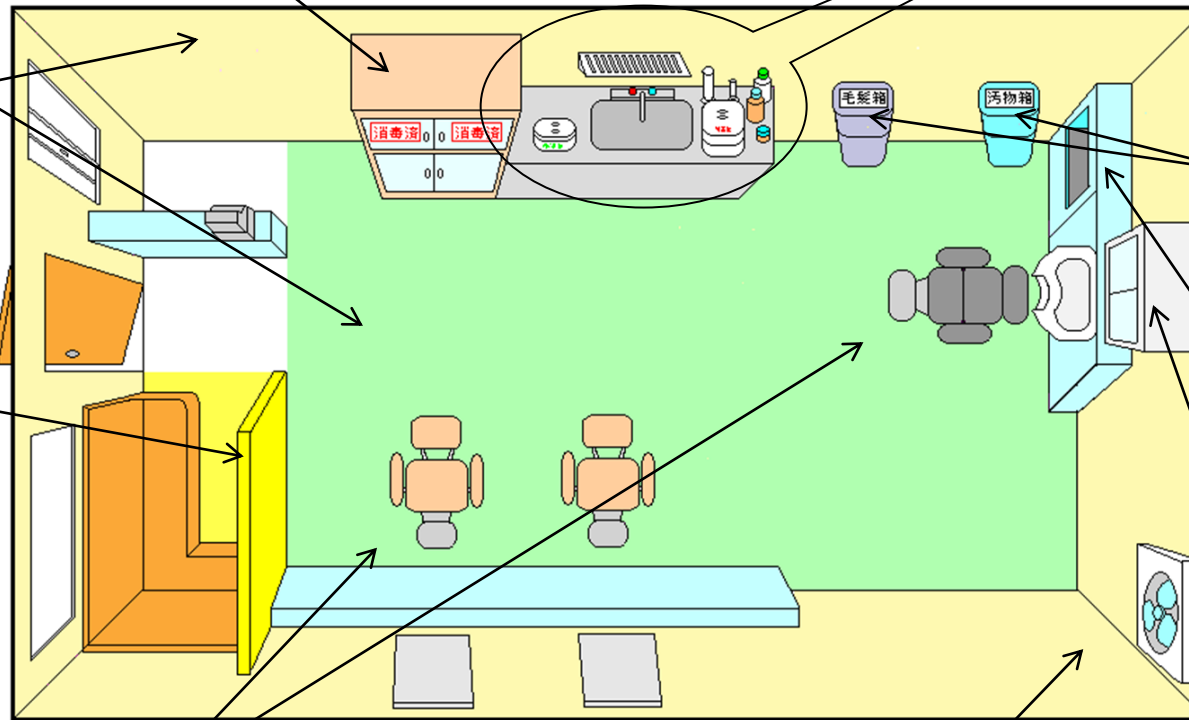
洗浄・消毒済み布片格納棚

○汚染を受けないよう、扉などがついた場所に保管する。

採光・照明・換気

・採光、照明及び換気を十分に確保する。

〔作業面の照度：100ルクス以上〕
〔炭酸ガス濃度：0.5%以下〕



理容所及び美容所の重複開設の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には、理容所・美容所でそれぞれ申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

◆ 新規開設届

- ✕ 新しく理容所及び美容所を開設する。
- ✕ 開設者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- ✕ 施設を移転する（仮店舗も含む）。
- ✕ 施設を大規模に増改築する。
- ✕ 施設を建て替える。

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ✕ 法人代表者を変更した。
- ✕ 施設を小規模に増改築した。 など

* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかわるもの（いすの台数など）となります。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（登記事項証明書^{注1}）（法人の場合）、施設設備図面等）

◆ 廃止届

- ✕ 営業を廃止した。

必要書類

- * 廃止届（廃止後の提出）

注1）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）

注2）施術者は理容師及び美容師双方の資格を有することが必要

◆ 従業者変更届

- ✕ 従業者の新規雇用、異動、退職等があった。
- ※複数店で施術している場合は全ての店舗で届出が必要です。

必要書類

- * 従業者変更届（細則第2号様式の4を使用。1通で良い。）
- * 有資格者^{注2}の理容師免許証及び美容師免許証（本証提示）
- * 医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内に発行のもの）（有資格者）

◆ 承継届

- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✕ 法人が合併・分割した。
- ✕ 営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

* 承継届

（個人相続）

- ・ 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項の全部事項証明書または、法定相続情報一覧図の写し
- ・ 相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）
〔相続人の範囲：法定相続人〕

（法人合併／分割）

- ・ 承継後に理容所及び美容所を営業する法人の登記事項証明書^注
（合併または分割登記後）

（事業譲渡）

- ・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
- ・ 譲渡を受けた法人の登記事項証明書^注（原本提示）
- ・ 住民票の写し（開設者が個人かつ外国人の場合）

器具類の洗浄と消毒方法

カミソリや血液の付着した器具類
また血液が付着した疑いのある器具類

十分に洗浄する

エタノールによる消毒

76.9～81.4%

次亜塩素酸ナトリウム
による消毒

0.1%以上

煮沸消毒による消毒

沸騰させる

水溶液中に 10 分間
以上浸す

2 分間以上煮沸する

血液が付着した
タオル類は破棄する
ことが望ましい

消毒する場合は洗浄後

上の消毒法に
替えてもよい

消毒薬を洗い流し、乾燥する

保管庫や器具棚へ収納する

血液が付着した疑いのない
器具・タオル類

十分に洗浄する

逆性石ケン液

0.1%以上※¹

グルコン酸クロルヘキシジン

0.05%以上

両性界面活性剤

0.1%以上※¹

次亜塩素酸ナトリウム

0.01%以上※²

エタノール

76.9～81.4%

蒸気消毒

80℃を超える蒸気

紫外線照射

85μW/cm²以上

水溶液中に 10 分間
以上浸す

綿に含ませて拭く

10 分間以上触れさせる

20 分間以上照射

※¹ 0.1～0.2%を目安とする。 ※² 0.01～0.1%を目安とする。

注：希釈が必要な薬液を使用する場合は、計量器具が必要です。

理容所及び美容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること
空気環境	換気を充分にすること（炭酸ガス濃度を0.5%以下に保つこと） 開放型暖房器具・ガス式蒸し器等を使用するときは、特に換気に注意すること
採光・照明	十分な明るさを保つこと（作業面の照度を100ルクス以上とすること）
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用し、顔面作業の際はマスクをすること
身体の清潔	一客ごとの作業前後に手指を消毒する等、身体は、常に清潔に保つこと
従業員の健康	常に従業員の健康管理に注意すること

関係機関一覧

理容師及び美容師の試験・免許証・管理理容師及び管理美容師講習会・修了証書に関する事	
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 〒151-0073 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚 01(8F) （管理）Tel 03-5579-6115 （免許）Tel 03-5579-6878	
経営相談・融資相談・Sマーク等に関する事	
公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 Tel 03-3445-8751	